

株 主 各 位

横浜市中区尾上町6丁目81番地

株式会社 日 新

代表取締役社長 筒井 雅洋

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時45分までに到着するよう、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 横浜市中区山下町2番地
産業貿易センタービル9階 横浜シンポジア |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第106期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第106期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）10名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nissin-tw.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nissin-tw.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、米国では着実な経済成長が続き、欧州も緩やかながらも回復基調が続きましたが、中国・アジア新興国の一部において成長率が鈍化しました。日本では、消費税率引き上げによる需要減などの影響も見られましたが、円安・原油安により企業収益の回復が進むなど、景気はおおむね回復基調をたどりしました。

このような状況下、当社グループは、海外24ヶ国に及ぶネットワークとIT対応力を活かし、顧客のグローバル調達やSCM（サプライチェーンマネジメント）に応えるグローバル・ロジスティクス・サービスの深化に注力しました。

海外では、インドネシアにおいて倉庫保管サービスを提供する同国2社目となる現地法人を設立し、連結子会社化したのをはじめ、カンボジアに駐在員事務所を開設し、大メコン圏広域物流網の拡大を進めるなど、東南アジアの拠点整備を進めました。

国内においては、医薬品製造業（包装・表示・保管）の許可取得をはじめ、世界有数のISOタンクオペレーターであるオランダ・デンハート社との総代理店契約締結や、当社独自開発のIT技術を活用したクラウドサービス「Nissin Logi-System Park」の販売開始など、新たなサービスメニューの拡大に努めました。

当期は、物流事業において、アジアでの好調が継続したことに加え、日本での回復と中国の堅調が収益に寄与しました。旅行事業では、日中間の業務渡航が回復基調で推移しましたほか、大型団体旅行が順調に推移しました。

これらの結果、当期における売上高は、前期比5.6%増の204,461百万円となりました。利益につきましては、営業利益は前期比15.4%増の4,664百万円、経常利益は前期比9.7%増の5,135百万円となりましたが、特別損失などで、当期純利益は前期比6.7%減の2,447百万円となりました。

事業別の概況は以下の通りであります。

i. 物流事業

日本では、輸出海上貨物は、自動車の現地生産拡大に伴い北米・アジア向けを中心に自動車関連部品や機械設備の取扱いが順調でしたが、11月以降は北米西岸港混雑の影響を受けました。また、危険品の取扱いが好調に推移しました。輸入海上貨物は、アパレル、雑貨などは堅調に推移しましたが、製材・合板関係は消費増税の影響を受け伸び悩みました。

輸出航空貨物は、アジア・北米向け自動車関連部品や中国向けアパレル関連素材の取扱いが順調だったことに加え、電子部材の取扱いが回復傾向となりました。更に、1月以降は北米西岸港混雑により取扱いが伸長しました。輸入航空貨物は、球根・花卉など園芸関連の取扱いが落ち込んだほか、アパレルや医薬品関連貨物が伸び悩むなど、全般的に低調に推移しました。

倉庫・港湾運送では、倉庫事業は取扱貨物の増加と高稼働に加え、施設の集約化が収益に寄与しました。ターミナル事業は、コンテナ船業務は、一部船社の航路再編の影響を受けたものの、内航船業務は順調に推移しました。

海外では、米州においては、自動車関連部品の輸出入に加え、メキシコおよび米国での倉庫業務が好調だったほか、食品関係の輸出が堅調に推移しました。欧州では、厳しい事業環境の中、更なる業務効率化と新規顧客開拓に取組み収益を確保しました。アジアは、引き続き自動車関連部品の取扱いを中心に航空・海上輸出入がともに順調に推移したことに加え、タイ・マレーシア間のクロスボーダートラック輸送および海上輸出入の取扱いが収益に貢献し、マレーシアの新倉庫本稼働も寄与しました。中国では、米国向け自動車関連貨物の取扱いが増加し、電子部品・部材の航空輸出入および倉庫業務が順調に推移したことに加え、倉庫保管料収受が増加し、前年度連結化した子会社も寄与しました。

この結果、売上高は前期比7.0%増の148,140百万円、セグメント利益（営業利益）は前期比22.9%増の3,571百万円となりました。

ii. 旅行事業

北米・中米・アジア向け業務渡航・大型団体旅行の取扱いが順調だったことに加え、中国向け旅行の取扱いが回復基調で推移しました。

この結果、売上高は前期比1.7%増の55,220百万円、セグメント利益（営業利益）は前期比0.3%減の522百万円となりました。

iii. 不動産事業

京浜地区などで展開する商業ビル、商業用地の不動産賃貸事業は引き続き安定した収益を確保しましたが、駐車場事業は再開発工事の影響もあり稼働率が伸び悩みました。

この結果、売上高は前期比12.3%増の1,099百万円、セグメント利益（営業利益）は前期比8.3%減の559百万円となりました。

事業別の売上高および営業利益

（単位：百万円）

区 分	売 上 高				営 業 利 益			
	当 期	前 期	当 期 構成比	前期比 増減率	当 期	前 期	当 期 構成比	前期比 増減率
物 流 事 業	148,140	138,439	72.5%	7.0%	3,571	2,905	76.6%	22.9%
旅 行 事 業	55,220	54,289	27.0%	1.7%	522	523	11.2%	△0.3%
不 動 産 事 業	1,099	979	0.5%	12.3%	559	610	12.0%	△8.3%
報告セグメント計	204,461	193,709	100.0%	—	4,653	4,040	99.8%	—
調 整 額 計	—	—	—	—	10	2	0.2%	—
合 計	204,461	193,709	100.0%	5.6%	4,664	4,042	100.0%	15.4%

(2) 設備投資および資金調達状況

当連結会計年度における設備投資額は、システム開発、施設増強工事など2,127百万円であり、設備投資資金は、自己資金および借入金を充ちました。

(3) 対処すべき課題

平成26年4月にスタートした第5次中期経営計画（平成26年4月～平成29年3月）では、第4次中期経営計画に引き続き、「グローバル・ロジスティクス・サービス・プロバイダー（GLSP）」への成長・発展を主テーマとして、自動車関連物流を軸に海外事業の強化・拡大、及び、国内での事業再構築を進めるとともに、経営の効率化に取り組むことで、国際競争力の向上を図ります。

海外事業では、経済成長が見込まれるアジア・中国・メキシコへのリソースの重点投入をはじめ、グローバル人材の育成、海外拠点の営業・管理体制の整備、グローバルIT対応力の向上などにより、海外事業基盤の強化を進め、海外現地法人の売上高増大を目指します。

国内事業においては、新たな事業への展開を加速させるとともに、業務や組織体制を見直すことで、業務の効率化、組織のスリム化を進め、収益力の向上を図ります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも何卒倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第103期 (平成24年3月期)	第104期 (平成25年3月期)	第105期 (平成26年3月期)	第106期(当期) (平成27年3月期)
売 上 高	179,059 百万円	175,230 百万円	193,709 百万円	204,461 百万円
経 常 利 益	4,119 百万円	3,558 百万円	4,681 百万円	5,135 百万円
当 期 純 利 益	1,951 百万円	1,836 百万円	2,624 百万円	2,447 百万円
1株当たり当期純利益	19円88銭	18円67銭	26円57銭	24円68銭
総 資 産	100,111 百万円	102,236 百万円	109,486 百万円	114,224 百万円
純 資 産	38,108 百万円	41,625 百万円	46,636 百万円	52,282 百万円

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社北海道日新	95百万円	100%	貨物自動車運送業、倉庫業
日新エアカーゴ株式会社	60百万円	100%	航空貨物運送取扱業、通関業
日新産業株式会社	50百万円	100%	構内作業、引越作業
株式会社九州日新	50百万円	100%	倉庫業、貨物自動車運送業
鶴見倉庫株式会社	40百万円	100%	倉庫業、港湾荷役事業
日新航空サービス株式会社	450百万円	96%	旅行業
日中平和観光株式会社	90百万円	99.98%	旅行業
板橋運送株式会社	80百万円	61.18%	貨物自動車運送業、不動産賃貸業
京浜不動産株式会社	100百万円	94.08%	不動産売買、管理業
NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U. S. A., INC. (米国日新)	350万米ドル	100%	運送業、倉庫業、通関業
NISSIN TRANSPORT GmbH (ドイツ日新)	235万ユーロ	100%	運送業、倉庫業
日新運輸倉庫(香港)有限公司 (香港日新)	730万香港ドル	100%	運送業、倉庫業
NISSIN TRANSPORT (CANADA) INC. (カナダ日新)	285万カナダドル	100%	運送業、倉庫業、通関業

当社の連結子会社は上記記載の重要な子会社を含む50社であり、持分法適用会社は8社であります。当期の連結売上高は204,461百万円（前期比5.6%増）となり、連結営業利益は4,664百万円（前期比15.4%増）、連結経常利益は5,135百万円（前期比9.7%増）、連結当期純利益は2,447百万円（前期比6.7%減）となりました。

(6) 主要な事業内容

- ① 物流事業 国際複合一貫輸送、海外物流、航空貨物輸送、港湾運送、自動車運送、倉庫、構内作業 他
- ② 旅行事業 旅行業 他
- ③ 不動産事業 不動産の賃貸 他

(7) 本店および支店

① 当社の本店および支店

- 本 店 横浜市中区尾上町6丁目81番地
- 支 店 東京事務所（東京都千代田区）、大阪支店（大阪府中央区）、神戸支店（神戸市中央区）、千葉支店（千葉県中央区）

② 主要な子会社の本店

- NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U. S. A., INC.（米国）、
- 日新産業株式会社（横浜市中区）、日新航空サービス株式会社（東京都中野区）、
- 鶴見倉庫株式会社（横浜市鶴見区）

(8) 従業員の状況

事業別の区分	従業員数	前期比
物 流 事 業	5,445 名	△27 名
旅 行 事 業	388	△2
不 動 産 事 業	7	+2
合 計	5,840	△27

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	5,529 百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	5,370
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,350
株 式 会 社 横 浜 銀 行	3,800
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,323

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
(2) 発行済株式総数 101,363,846株 (うち自己株式 1,228,478株)
(3) 株主数 4,551名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,972 千株	4.96 %
株式会社横浜銀行	4,890	4.88
日新商事株式会社	4,451	4.44
日本生命保険相互会社	3,676	3.67
株式会社三井住友銀行	3,248	3.24
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,229	3.22
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,939	2.93
日新社員持株会	2,446	2.44
日新共栄会	2,327	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,327	2.32

(注) 持株比率は、自己株式(1,228,478株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中の新株予約権交付の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 会長執行役員	筒 井 博	代表取締役、最高経営責任者（CEO）
取締役社長 社長執行役員	筒 井 雅 洋	代表取締役、業務執行責任者（COO）
取締役 常務執行役員	小 牧 哲 夫	営業本部長補佐、関西支社長
取締役 常務執行役員	渡 邊 淳一郎	営業本部長
取締役 常務執行役員	櫻 井 秀 人	米州統轄
取締役 常務執行役員	赤 尾 吉 生	管理本部長
取締役 常務執行役員	枘 田 建二郎	営業本部長補佐、港運・陸運、国際海上部門担当、国際営業第一部長
取締役 執行役員	中 込 利 嘉	営業本部長補佐
取締役 執行役員	奥 秋 雅 久	営業本部長補佐、総合営業第一部担当、株式会社愛知日新社長
取締役 執行役員	筒 井 昌 隆	営業本部長補佐、通関部担当、事業推進部長
常勤監査役	藤 根 剛	日新航空サービス株式会社監査役
監 査 役	津 田 武	
監 査 役	武 田 攻	

- (注) 1. 監査役藤根剛、津田武および武田攻の各氏は、社外監査役であり、津田武、武田攻の両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役藤根剛氏は中小企業診断士の資格を有しており、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 平成26年6月25日開催の第105期定時株主総会において、新たに中込利嘉、奥秋雅久、筒井昌隆の各氏が取締役に選任され、就任いたしました。
4. 平成26年6月25日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって、取締役古屋公明、坂口法久の両氏は任期満了により退任いたしました。

5. 平成27年4月1日付にて、取締役の地位・担当等を次のとおり変更しました。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	櫻井 秀人	総合営業第一部、航空事業部担当
取締役 常務執行役員	栢田 建二郎	海運部門、現業部門、総合営業第三部担当
取締役 執行役員	中込 利嘉	事業戦略部、海外各本部担当
取締役 執行役員	奥 秋雅久	米州統轄
取締役 執行役員	筒井 昌隆	国際海上部門、通関部、引越部担当
取締役	小牧 哲夫	

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給総額
取締役	12名	236百万円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	27百万円 (27百万円)

- (注) 1. 平成19年6月開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額360百万円、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の報酬額の総額には、第106期定時株主総会において決議予定の役員賞与200百万円を含めております。
3. 上記の支給額のほか、平成19年6月27日開催の第98期定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の決議に基づく退職慰労金として、退任取締役1名に対し、3百万円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	藤 根 剛	当期開催の取締役会18回の全てに出席、また、当期開催の監査役会7回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	津 田 武	当期開催の取締役会18回の全てに出席、また、当期開催の監査役会7回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	武 田 攻	当期開催の取締役会18回の全てに出席、また、当期開催の監査役会7回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

1. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役である津田武、武田攻の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

2. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、これまで東京証券取引所の定める独立性の要件を満たす監査役を独立役員として選任し、独立役員を含めた社外監査役の意見を尊重、反映させた取締役会の運営により、経営の健全性の確保を図ってまいりました。

社外取締役につきましては、これまで適任者を見出せておりませんでした。今般、第106期定時株主総会における承認を前提に、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これにより社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を設けるとともに、取締役会の監督機能の強化によりコーポレート・ガバナンスの一層の充実と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

52百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

58百万円

なお、当社の重要な子会社のうち、NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U.S.A., INC.、NISSIN TRANSPORT GmbH他2社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査（会社法または金融商品取引法の規定によるものに限る。）を受けております。

(注) ①「公認会計士または監査法人」には、外国におけるこれら資格に相当する資格を有する者も含んでおります。

②「会社法または金融商品取引法」には、これらの法律に相当する外国の法令も含んでおります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、公正な企業活動を推進するために、その基本方針や具体的推進策を定めた企業行動憲章およびコンプライアンス関連諸規則を順守するとともに、研修や社内掲示などを通じて、コンプライアンスに関する啓発・教育を行う。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会により、コンプライアンス活動の実践に努めるとともに、内部通報制度を整備し不正行為等の早期発見と是正に努め、コンプライアンス経営をより一層強化する。

企業行動憲章では、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には、断固たる行動をとる旨定め、一切の関係を遮断することを「コンプライアンス・マニュアル」により役職員に周知する。また、これらの勢力および団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し毅然と対応する。

監査部は内部監査基本計画に基づき、コンプライアンスや職務執行状況の監査を実施し、内部監査の結果を社長および取締役会に報告する。また、財務報告の信頼性を確保するために内部統制評価委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の整備および運用の有効性を評価し状況を把握する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する重要事項については、稟議規程および取締役会規程等の関連規程に基づき稟議書、議事録等を作成し、文書取扱規程により適正な保存および管理を行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスに係るリスク、信用・法務リスク、オペレーショナル・リスクや環境および品質に係るリスクについては、関連する規程およびマニュアルにより管理し低減を図る。

自然災害等の緊急事態に対しては、安全確保と顧客貨物の保全、および会社財産の損害を最小限に抑え事業活動を早期に復旧させることを目的として、危機管理規程に基づき対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務を組織的かつ効率的に運営することを目的とし、役職員の職務分掌および責任権限規程を定める。また、組織および組織単位の業務分掌を定める規程により、経営組織

および組織単位を明確にするとともに、各組織の所管や担当業務の分掌を定める。

取締役の職務執行の効率性を向上させるため、決裁権限規程に基づき、稟議書等により所定の承認を行うほか、重要事項については経営会議で審議したうえで取締役会に諮る。

取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程に定められた付議基準に基づき、重要な業務執行を決定する。取締役会において中期経営計画および各年度予算を決議し、各部門が管轄する具体的な施策および効率的な業務執行体制を決定するとともに、目標達成に向けた進捗管理を行い、その状況は各部門より、定期的に取り締役会へ報告させることとしている。

内部統制の強化と業務品質向上のため、業務を指導する専任部署を設置し、グループ会社も含め、改善に取り組む支援体制を構築する。

⑤ 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社および関連会社に対しては、担当部署により指導・伝達を行うなど連携を図るとともに、関係会社管理規程に定められた一定の事項については、当社との事前協議または当社への報告を義務づけるとともに、子会社監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査部門として監査部を置き、当部の所属員は監査役の職務の補助を兼務する。

⑦ ⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査部所属の使用人の任命、異動等の取扱については監査役会と事前に協議のうえ決定する。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため監査部は監査役と緊密な連携を保ち、内部監査についての情報を監査役に報告する。また、ヘルプデスクなどへの法令違反行為等に係る通報または相談に関し、重要なものは監査役会に報告する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の経営環境の変化や事業展開などを見据え、業績、財務状況、配当性向の水準などを総合的に勘案し、安定的配当の継続を基本に、株主に対する利益還元の実実に努めてまいります。内部留保資金につきましては、安定的経営基盤の確立に向け、中長期

的見地に立ったグローバルな事業展開をはじめ、物流施設やIT関連の整備・拡充および財務体質の強化のために活用してまいります。

なお、当社は平成18年6月29日開催の定時株主総会において、取締役会決議により剰余金の配当等を行う旨の定款変更を決議しております。

第106期期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

①配当財産の種類

金銭

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金4円00銭 総額 400,541,472円

なお、中間配当金として4円00銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり8円00銭となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月9日

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	14,894	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	11,553
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	27,712	短 期 借 入 金	12,376
有 価 証 券	87	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	1,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	110	リ ー ス 債 務	279
繰 延 税 金 資 産	1,252	未 払 法 人 税 等	909
そ の 他	4,962	賞 与 引 当 金	1,933
貸 倒 引 当 金	△260	役 員 賞 与 引 当 金	20
流 動 資 産 合 計	48,760	そ の 他	6,203
固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	34,277
有 形 固 定 資 産		固 定 負 債	
建 物 及 び 構 築 物	17,947	社 債	1,000
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,747	長 期 借 入 金	19,090
土 地	17,515	リ ー ス 債 務	611
そ の 他	1,066	長 期 未 払 金	219
有 形 固 定 資 産 合 計	39,277	繰 延 税 金 負 債	3,367
無 形 固 定 資 産		役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	120
の れ ん	99	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,440
そ の 他	2,851	そ の 他	1,814
無 形 固 定 資 産 合 計	2,950	固 定 負 債 合 計	27,664
投 資 そ の 他 の 資 産		負 債 合 計	61,941
投 資 有 価 証 券	17,100	純 資 産 の 部	
長 期 貸 付 金	1,325	株 主 資 本	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,273	資 本 金	6,097
繰 延 税 金 資 産	772	資 本 剰 余 金	4,426
そ の 他	3,790	利 益 剰 余 金	32,892
貸 倒 引 当 金	△1,028	自 己 株 式	△425
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	23,235	株 主 資 本 合 計	42,990
固 定 資 産 合 計	65,463	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
資 産 合 計	114,224	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,443
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,580
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	495
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	7,520
		少 数 株 主 持 分	1,771
		純 資 産 合 計	52,282
		負 債 純 資 産 合 計	114,224

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		204,461
売上原価		171,916
売上総利益		32,544
販売費及び一般管理費		27,880
営業利益		4,664
営業外収益		
受取利息	105	
受取配当金	258	
持分法による投資利益	420	
為替差益	167	
その他	551	1,502
営業外費用		
支払利息	490	
貸倒引当金繰入額	286	
その他	253	1,031
経常利益		5,135
特別利益		
投資有価証券売却益	362	
投資損失引当金戻入額	147	
固定資産売却益	54	563
特別損失		
独禁法関連損失	893	
投資有価証券評価損失	406	
減損損失	312	
固定資産除却損失	108	
固定資産売却損失	3	1,724
税金等調整前当期純利益		3,974
法人税、住民税及び事業税	1,638	
法人税等調整額	△328	1,309
少数株主損益調整前当期純利益		2,665
少数株主利益		217
当期純利益		2,447

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,097	4,393	31,769	△509	41,751
会計方針の変更による 累積的影響額			△531		△531
会計方針の変更を 反映した当期首残高	6,097	4,393	31,238	△509	41,219
当期変動額					
剰余金の配当			△793		△793
当期純利益			2,447		2,447
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		32		86	119
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	32	1,653	84	1,770
当期末残高	6,097	4,426	32,892	△425	42,990

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,799	0	△78	△363	3,357	1,528	46,636
会計方針の変更による 累積的影響額							△531
会計方針の変更を 反映した当期首残高	3,799	0	△78	△363	3,357	1,528	46,105
当期変動額							
剰余金の配当							△793
当期純利益							2,447
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							119
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,644	△0	1,659	859	4,163	243	4,406
当期変動額合計	1,644	△0	1,659	859	4,163	243	6,176
当期末残高	5,443	0	1,580	495	7,520	1,771	52,282

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流動	資産		流動	負債	
現金及び預金	5,917	買掛金	8,430		
受取手形	538	短期借入金	7,217		
売掛金	15,769	1年内返済予定の長期借入金	6,150		
有価証券	87	1年内償還予定の社債	1,000		
原材料及び貯蔵品	17	リース負債	96		
前払費用	549	未払金	156		
短期貸付金	11	未払法人税等	346		
関係会社短期貸付金	2,724	未払引当金	555		
関係会社短期貸付金	1,292	預り金	2		
繰延税金資産	888	関税引当金	1,679		
繰延税金資産	399	賞与引当金	1,156		
貸倒引当金	△130	役員賞与引当金	20		
流動資産合計	28,067	流動負債合計	26,867		
固定資産		固定負債			
有形固定資産		社債	1,000		
建物	12,686	長期借入金	18,234		
構築物	735	長期リース未払金	435		
機械及び装置	1,204	繰上り延税負債	211		
車両運搬具	96	繰上り延税負債	2,169		
工具、器具及び備品	133	繰上り延税負債	137		
土地	12,939	繰上り延税負債	1,053		
有形固定資産合計	27,797	固定負債合計	23,241		
無形固定資産		負債合計	50,109		
借入権	741	純資産			
ソフトウエア	517	株主資本			
電話加入権	57	資本金	6,097		
その他資産	2	資本剰余金			
無形固定資産合計	1,318	資本準備金	4,366		
投資その他の資産		資本剰余金	70		
投資有価証券	13,399	資本剰余金	4,437		
関係会社株	8,630	資本剰余金			
関係会社出資	9	資本剰余金	1,524		
関係会社出資	1,506	資本剰余金	18,118		
長期貸付金	385	資本剰余金	136		
関係会社貸付金	1,909	資本剰余金	1,092		
破産更生債権	67	資本剰余金	296		
長期前払費用	72	資本剰余金	15,500		
前払年金費用	541	資本剰余金	1,092		
敷入保証金	787	資本剰余金	19,642		
貸倒引当金	1,359	資本剰余金	△383		
貸倒引当金	221	株主資本合計	29,792		
貸倒引当金	△326	評価・換算差額等			
投資損失引当金	△605	その他有価証券評価差額金	5,239		
投資その他の資産合計	27,958	繰延ヘッジ損益	0		
固定資産合計	57,074	評価・換算差額等合計	5,240		
資産合計	85,142	純資産合計	35,032		
		負債純資産合計	85,142		

損益計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		96,028
売上原価		83,693
売上総利益		12,335
販売費及び一般管理費		10,895
営業利益		1,440
営業外収益		
受取利息	62	
有価証券利息	0	
受取配当金	1,567	
受取賃貸料	46	
為替差益	86	
その他	304	2,067
営業外費用		
支払利息	376	
社債利息	7	
その他	86	471
経常利益		3,036
特別利益		
投資有価証券売却益	359	
固定資産売却益	6	365
特別損失		
独禁法関連損失	893	
関係会社株式評価損	314	
投資損失引当金繰入額	105	
固定資産除却損	15	
投資有価証券評価損	0	1,328
税引前当期純利益		2,074
法人税、住民税及び事業税	782	
法人税等調整額	△289	493
当期純利益		1,580

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		特別償却準備金	買換資産積立金	土地圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	6,097	4,366	37	4,404	1,524	156	1,124	281	16,000
会計方針の変更による累積的影響額									
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,097	4,366	37	4,404	1,524	156	1,124	281	16,000
当期変動額									
剰余金の配当									
当期純利益									
特別償却準備金の取崩						△26			
買換資産積立金の取崩							△84		
別途積立金の取崩									△500
税率変更による積立金の調整額						6	52	14	
自己株式の取得									
自己株式の処分			32	32					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	32	32	—	△19	△32	14	△500
当期末残高	6,097	4,366	70	4,437	1,524	136	1,092	296	15,500

	株 主 資 本				評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	299	19,386	△468	29,420	3,639	0	3,640	33,060
会計方針の変更による累積的影響額	△531	△531		△531				△531
会計方針の変更を反映した当期首残高	△231	18,855	△468	28,888	3,639	0	3,640	32,528
当期変動額								
剰余金の配当	△793	△793		△793				△793
当期純利益	1,580	1,580		1,580				1,580
特別償却準備金の取崩	26	—		—				—
買換資産積立金の取崩	84	—		—				—
別途積立金の取崩	500	—		—				—
税率変更による積立金の調整額	△73	—		—				—
自己株式の取得			△2	△2				△2
自己株式の処分			86	119				119
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					1,600	△0	1,599	1,599
当期変動額合計	1,324	786	84	903	1,600	△0	1,599	2,503
当期末残高	1,092	19,642	△383	29,792	5,239	0	5,240	35,032

独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

株式会社 日 新
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅 彦 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石井 伸 幸 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日新の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日新及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

株式会社 日新
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅彦 ㊟

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 伸幸 ㊟

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日新の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

株式会社 日 新 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	藤 根	剛	㊟
社外監査役	津 田	武	㊟
社外監査役	武 田	攻	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

あわせて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 4 条 (条文省略)	第 1 条～第 4 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条～第 11 条 (条文省略)	第 5 条～第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第 12 条～第 18 条 (条文省略)	第 12 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第 19 条 (条文省略)	第 19 条 (現行どおり)
(員数)	(員数)
第 20 条 当社の取締役は、 <u>18</u> 名以内とする。	第 20 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、 <u>15</u> 名以内とする。
(新設)	<u>2</u> 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、 <u>4</u> 名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任決議) 第21条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(選任決議) 第21条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>
<p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設) (新設)</p>	<p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第23条 (条文省略) (取締役会の招集)</p>	<p>第23条 (現行どおり) (取締役会の招集)</p>
<p>第24条 取締役会招集の通知は会日より5日前に各取締役および各監査役に対してこれを発するものとする。 ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第24条 取締役会招集の通知は会日より5日前に各取締役に対してこれを発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略)</p>
<p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第28条 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。</p> <p>第29条～第30条（条文省略） 第 5 章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第31条 当会社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員数) 第32条 当会社の監査役は4名以内とする。 (選任決議) 第33条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約) 第29条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。</p> <p>第30条～第31条（現行どおり） 第 5 章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第32条 当会社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p>
<p>第36条 監査役会招集の通知は会日より5日前に各監査役に対してこれを発するものとする。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第33条 監査等委員会招集の通知は会日より5日前に各監査等委員に対してこれを発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p>
<p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第38条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第39条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
<p>第40条 監査役会に関しては本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p>	<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p>
<p>第41条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p>
<p>(新設)</p>	<p>1 第106期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）10名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（10名）は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので取締役（監査等委員であるものを除く。）10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	筒井 博 (昭和10年5月8日生)	581,557株	昭和37年12月 当社入社 昭和54年6月 当社取締役 昭和56年6月 当社常務取締役 昭和60年6月 当社代表取締役専務 平成3年6月 当社代表取締役副社長 平成5年6月 当社代表取締役社長 平成20年6月 当社代表取締役会長最高経営責任者（現在）
2	筒井 雅洋 (昭和28年2月25日生)	235,600株	昭和50年4月 大阪商船三井船舶㈱入社 昭和61年7月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成13年4月 当社常務取締役 平成17年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社代表取締役副社長 平成20年6月 当社代表取締役社長業務執行責任者（現在）
3	渡邊 淳一郎 (昭和31年5月30日生)	15,000株	昭和56年4月 ㈱三和銀行入行 平成21年11月 当社入社 平成22年4月 当社経営企画部長 平成22年6月 当社執行役員 平成24年6月 当社取締役執行役員 平成24年10月 当社取締役常務執行役員（現在） 平成26年4月 当社営業本部長（現在）

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	所 有 する 当社株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	きくらい ひでと 櫻井 秀人 (昭和28年4月6日生)	16,000株	昭和51年4月 当社入社 平成17年5月 当社総合営業第一部長 平成19年4月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役執行役員 平成25年4月 当社取締役常務執行役員（現在） 平成26年4月 当社米州統轄 平成27年4月 当社総合営業第一部、航空事業部担当（現在）
5	あか お よし お 赤尾 吉生 (昭和25年6月3日生)	26,100株	昭和50年4月 当社入社 平成16年6月 当社経営企画部長 平成20年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役執行役員 平成25年4月 当社取締役常務執行役員（現在） 平成26年4月 当社管理本部長（現在）
6	ますだ けんじろう 枘田 建二郎 (昭和25年11月8日生)	7,000株	昭和49年4月 当社入社 平成22年4月 当社神戸支店長 平成24年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役執行役員 平成26年4月 当社取締役常務執行役員（現在） 平成27年4月 当社海運部門、現業部門、総合営業第三部担当 （現在）

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	なかごめ としよし 中 込 利 嘉 (昭和31年11月5日生)	45,100株	昭和57年4月 当社入社 平成20年4月 米国日新COO 平成23年4月 当社営業推進部長 平成24年6月 当社執行役員 平成26年4月 当社営業本部長補佐 平成26年6月 当社取締役執行役員（現在） 平成27年4月 当社事業戦略部、海外各本部担当（現在）
8	おくあき まさひさ 奥 秋 雅 久 (昭和30年12月9日生)	5,000株	昭和54年4月 当社入社 平成22年4月 当社総合営業第一部長 平成25年4月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役執行役員（現在） 平成27年4月 当社米州統轄（現在）
9	つ つ い ま さ た か 筒 井 昌 隆 (昭和42年10月10日生)	41,441株	平成2年4月 当社入社 平成23年4月 当社人事部長 平成25年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社通関部担当、事業推進部長 平成26年6月 当社取締役執行役員（現在） 平成27年4月 当社国際海上部門、通関部、引越部担当（現在）
10	※ い し や ま と も な お 石 山 知 直 (昭和34年2月28日生)	13,100株	昭和57年4月 当社入社 平成22年4月 当社監査部長 平成23年4月 当社経理部長 平成26年4月 当社執行役員（現在） 平成26年4月 当社経理部長兼IFRS推進室長 平成27年4月 当社経営企画部、経理部担当（現在）

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴、地位および重要な兼職の状況
1	※ 藤根 剛 (昭和30年6月11日生)	6,000株	昭和53年4月 ㈱横浜銀行入行 平成16年12月 同行コンプライアンス統括部長 平成17年6月 同行監査部長 平成18年8月 同行監査役室長 平成20年7月 ㈱さいか屋出向 平成22年3月 同社取締役常務執行役員、経営企画部、総務部担当、経営企画部長 平成25年6月 当社常勤監査役（現在）
2	※ 小林 貞雄 (昭和24年6月9日生)	10,000株	昭和47年4月 ㈱三井銀行入行 平成15年6月 ㈱三井住友フィナンシャルグループ常任監査役 平成20年6月 さくらカード㈱代表取締役社長 平成23年6月 相鉄ホールディングス㈱監査役（現在） 平成25年4月 帝京大学経済学部教授（現在）
3	※ 武田 攻 (昭和16年5月9日生)	10,000株	昭和39年4月 横浜市役所入庁 平成11年4月 同市港湾局理事・総務部長 平成13年4月 (財)横浜港埠頭公社常務理事 平成15年6月 横浜港ターミナル運営協会理事 平成19年6月 当社監査役（現在）

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
 2. 各監査等委員である取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 藤根剛氏、小林貞雄氏および武田攻氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は武田攻氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 4. 藤根剛氏と小林貞雄氏の選任が承認された場合は、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 5. 藤根剛氏は平成25年6月まで当社の特定関係事業者である㈱横浜銀行の業務執行者でありました。
 6. 藤根剛氏を社外取締役候補者とした理由は、銀行業界を中心に幅広い経験と経営に関する高い見識や中小企業診断士としての財務知識や見識を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 7. 小林貞雄氏を社外取締役候補者とした理由は、金融業界を中心とした豊富な経験と経営に関する高い見識を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 8. 武田攻氏を社外取締役候補者とした理由は、港湾行政を中心に幅広い経験と経営に関する高い見識を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 9. 武田攻氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。
 10. 藤根剛氏と小林貞雄氏および武田攻氏の選任が承認された場合、各氏と当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月27日開催の第98期定時株主総会において年額360百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額360百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第1号議案および第2号議案の効力が生じますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名となります。

本議案は、第1号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額50百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。第1号議案および第3号議案の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

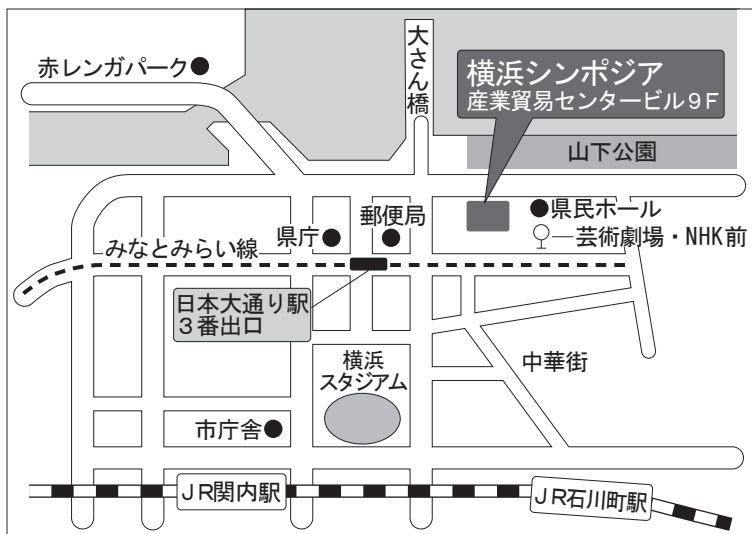
第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役10名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額20百万円を支給したいと存じます。

なお、各氏に対する具体的な金額、時期、方法等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図



産業貿易センタービル 9階 横浜シンポジア
横浜市中区山下町2番地
電話 横浜 (045) 671-7151

- 日本大通り駅 (みなとみらい線)
3番出口徒歩5分
- 横浜駅 (JR、市営地下鉄、東急東横線、みなとみらい線、京浜急行線、相鉄線)
市営バス：8/58系統 約15分 芸術劇場・NHK前下車徒歩3分
みなとみらい線：日本大通り駅まで6分 下車徒歩5分
- 桜木町駅 (JR、市営地下鉄)
・市営バス：8/20/58系統 約10分 芸術劇場・NHK前下車徒歩3分
・市営バス：26系統 約10分 大棧橋下車徒歩1分
- 関内駅 (JR、市営地下鉄)
徒歩15分 タクシー5分
- 石川町駅 (JR)
徒歩15分 タクシー5分